

介護保険事務に関する特定個人情報保護評価書について
寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和2年6月1日（月）～令和2年6月30日（火）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 市役所本庁舎3階保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k-510mynumber.html>

3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) F A X

(4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0人	0人	0人	1人	1人

(3) 意見総数

7件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

(令和2年6月1日～6月30日実施)

1. 介護保険事務に関する特定個人情報保護評価書に対するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	<p>【意見】</p> <p>今般の「特別定額給付金」では、総務省が「マイナンバーカード」「マイナポータル」でのオンライン申請をすすめた結果、各地で混乱が生じ、札幌市でも多大な負担となったのではないかと推察され、結局「オンライン申請」をストップした自治体も多いと聞く。</p> <p>これはマイナンバーシステムのメリットといわれている行政の効率化とは程遠く、またマイナンバーカードを持つ市民も限られることから、公平・公正な給付ともかけ離れていた。</p> <p>今後「健康保険証」をマイナンバーカード(IC部分)に搭載するとのことだが、介護関係窓口での取扱いでも不安がつのる。</p> <p>介護保険事務での電子申請・マイナポータル「ぴったりサービス」による特定個人情報保護評価の趣旨・目的では、個人番号を使う「個人情報データ収集でマッチング」、介護に携わる事業者・従業者が個人番号を取扱うとのことだが、「マイナンバーカード」の普及策でしかないばかりでなく、介護認定や介護の必要な「高齢者」や担当従事者(ケアマネージャーなど)にとっては、その取扱いが大きな負担・重大責任となる(特定個人情報の保管)。</p>	<p>マイナンバー制度の導入により、行政機関や地方公共団体などで、情報の照合、転記、入力などに要する時間や労力が大幅に削減され、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるものです。</p> <p>また、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことが可能となります。</p> <p>さらに、行政手続が簡素化され、要介護認定等の申請を行う高齢者やケアマネージャーなどの介護従事者の皆さまの負担が軽減されます。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ目的で接触機会の減少が求められていることから、区役所へ来庁せずとも各種申請が可能となる電子申請の必要性は、介護保険事務においてもより一層高まっているものと考えます。</p>

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
2	<p>市民が、介護サービスが必要になったとき（介護認定など）、「個人番号」を自ら記載することは非常に困難と思われ、番号通知カードの所在存在も、「マイナンバーカード」を申請取得はもちろん所持していないケースも多々ある（申請取得は任意）。</p> <p>「本人確認」は他の書類で十分できる。</p> <p>さらに「個人番号」を記載した書類は「特定個人情報」となり、その取扱いは厳重でなければならず、代理人・地域包括・ケアプラン作成者が記入可能となればなおさらだ。紐つけられた個人情報が漏えい・流失した場合の責任の所在も明らかとなっていない。</p> <p>現行の「番号法」では「個人番号」提供は義務ではなく「本人同意」が必要となっているが、記載・提供、マイナンバーカードの明示を要求された場合に、市民は「個人番号」「マイナンバーカード」がなければ、受けられなくなるのではないかと不安もある。</p>	<p>マイナンバー制度では、安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の厳格な安全対策を講じています。</p> <p>制度面の保護措置としては、①マイナンバーを含む個人情報の収集・保管の禁止（法律に規定があるものを除く）、②個人情報保護委員によるマイナンバーの適正管理に係る監視・監督の実施、③法律違反の場合における罰則強化、④マイナンバー提供時のマイナンバー確認と身元確認の義務付け（マイナンバーを用いた本人なりすまし防止策）などがあります。</p> <p>システム面の保護措置としては、①個人情報の分散管理、②行政機関間での情報連携における専用符号の採用、③システムアクセス権限の制限と通信時の暗号化など、多様なセキュリティ対策を講じているため、情報漏えい・流失の危険性は極めて低いものと認識しております。（※1）</p> <p>万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその補償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。（※2）</p> <p>現時点では、マイナンバーカード取得は任意であり、介護保険事業における各種申請については、マイナンバーカードを取得していなくても代替措置として身分証明証等の提示により本人確認が可能です。</p>
3	<p>介護ワンストップサービスの「マイナポータル」（ぴったりサービス）で、自分の受けられる介護サービスを知ることができるのがメリットと謳うが、必要な人に必要なサービスを提供し受けられるようにするのは、申請者側の責任負担ではなく行政の責任。</p> <p>このサービスはあたかも添付書類が不要となって便利をメリットにした申請者側にも負担と情報漏えい危険を強いる。</p> <p>介護事業所・従事者（民間）や、委託・再委託の民間で扱う膨大な個人番号は、情報漏えい流失しても「故意」でなければ罰則もなく、その被害の補償もされない。国・行政・札幌市はその責任を取れるのか。</p>	<p>マイナンバー制度については、法律により全ての自治体で対応が義務付けられていることから、委託（再委託）先における適正な取扱いの確保など、多様なセキュリティ対策を講ずることで、安全に運用できるよう努めているところです。（※3）</p> <p>※2 再掲</p>

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
4	<p>《リスクについて》</p> <p>行政の効率化を謳うマイナンバー制度は、システムのバージョンアップ・維持管理に膨大な税金が投入される「IT公共事業」となっている。特定個人情報ファイルの取扱い、民間に業務委託・再委託はこれまで数々の漏えい・流失事件が起きている（今回の給付事業の税金中抜き・年金機構の委託・再委託事件など）。</p> <p>特定個人情報・マイナンバーシステムのリスク管理は、ハッカー・不正アクセス・サーバー攻撃など多くのリスクがあるばかりでなく、ヒューマンエラー（人為ミス、従事者、委託・再委託を含む）も多々想定され、それを防ぐことは非常に困難。</p> <p>「個人番号」で多くの個人情報を紐つけるほど、リスクが大きくなり、いったん市民の個人番号・個人情報が漏えいすれば、取り返しがつかないだけでなく、市民はその事実も知らされずに「被害」を受けることもある。</p>	<p>ご意見のとおり、個人情報の取扱いについては、様々なリスクが想定されますが、マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上を図るため、番号法で実施が定められており、介護保険法に基づき実施される介護保険事業につきましても、番号法にて個人番号を利用することとされています。</p> <p>※3 再掲</p>
5	<p>神奈川県では行政の個人情報が詰まったHDDが消去されずに委託会社従業員により、ネットで販売されていたのは記憶に新しい。札幌市では使用済みのHDDの扱いはどのように消去・廃棄・破砕しているのか。担当職員が立ち会い、その記録を残しているのか。</p>	<p>HDD等の記憶装置を破棄する場合は、専用ソフトウェアによるHDD全体の消去、専用装置による磁気的な破砕、ハンマー、ドリル等による物理的な破砕のいずれかで情報資産（データ）を消去しております。</p> <p>特に、大量の個人情報を記録したことのある記憶装置については、原則として物理的または磁気的に破壊することとしています。</p> <p>なお、情報資産（データ）の消去を委託する場合は、職員の立会などを行うとともに、データ消去に関する証明書を取得することとしています。</p>

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
6	<p>6月に公表された「個人情報保護委員会年次報告」では、以下のような事案があった。</p> <p>これによると、いずれも重大事案と受け止めていないようだが、地方公共団体 14 件計約 1,716,690 名の（違法委託・再委託）の「特定個人情報」漏えいの事案があった。</p> <p>このほかにも、重要事案とされていないうえに具体的な自治体も非公表だが、地方公共団体において、約 33,490 名分の特定個人情報を保存している USB を紛失した事案・事業者において、誤って約 190 名分のマイナンバーのデータを削除した事案・地方公共団体において、約 780 名分の特定個人情報が記載された書類に、マイナンバー部分にマスキング処理を行わないまま事業者に提供した事案・事業者において、伝票の貼付ミスにより、約 190 名分のマイナンバーが記載された書類を誤送付した事案・地方公共団体において、約 380 名分の特定個人情報を他の地方公共団体に送付する際に、誤って他人のマイナンバーを記載した事案もある。</p> <p>「マイナンバーカード」がなぜ国民の 17% 弱しか普及しないのか。「一生涯原則不変」の「個人番号」で多くの情報を紐つけ、情報連携することで情報漏えい・流失の危惧のデメリット・不安があるからだ。膨大な個人情報を「個人番号」で紐つけ、民間に利用拡大し、委託・再委託すればするほどセキュリティを超えるリスクが高まることになる。</p>	<p>※1 再掲</p>
7	<p>以上のことから、情報提供連携・特定個人情報の情報漏えい流失のリスク管理は、どんなにセキュリティを高めても、またアウトソーシングしなければならぬ費用対効果から考えても、いっそう困難といわざるを得ない。情報漏えい流失の罰則は「故意」に限定されている。</p> <p>市民の情報を護るためには、このマイナンバーシステム・マイナポータル「電子申請」は、拙速に進めるべきではないと考える。</p>	<p>電子申請は、インターネットが普及している現代社会では市民の利便性向上に大きく寄与するものであり、既に多くの地方公共団体でも導入しているため、年内を目途に開始予定です。</p> <p>また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ目的で接触機会の減少が求められていることから、区役所へ来庁せずとも各種申請が可能となる電子申請の必要性は、介護保険事務においてもより一層高まっていると考えます。上記でお示した多様なセキュリティ対策を講ずることにより、電子申請を安全にご利用いただけるよう留意したいと考えております。</p>